

インセンティブ制度について

29.12.12

議題3では、平成30年度から本格実施となる「インセンティブ制度」についてご意見をいただきます。

インセンティブ制度の概要等については、前回の会議（平成29年7月開催）においても、議論いただいたところですが、今般、新たにインセンティブ制度の試算結果をお示しいたします。（資料別冊）

インセンティブ制度は保険料率に直接影響を与える制度であり、保険料率の軽減という加入者サービスに直結するテーマになります。今回の試算結果から宮城支部としての課題が浮き彫りになりました。本格実施の平成30年度に向けて、重点的に取り組むべき課題、並びに課題解決に向けた対策等、皆様からのご意見をお願いいたします。

インセンティブ制度について（概要等）

【制度の概要】

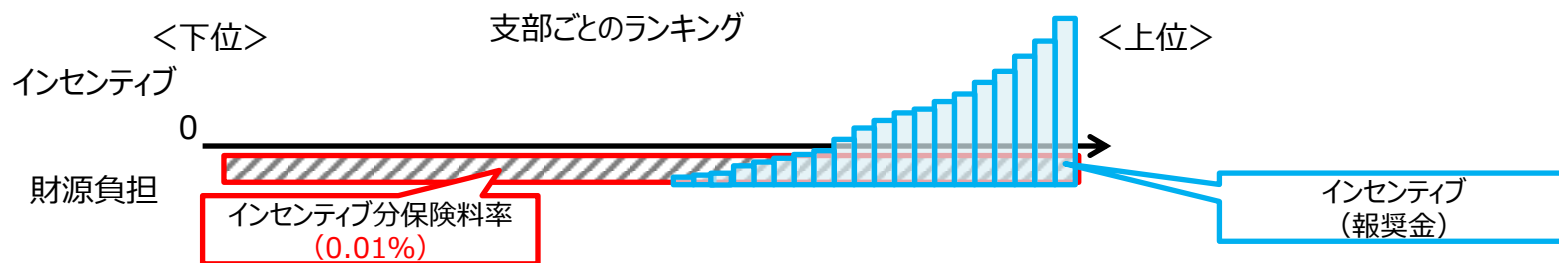
- ・ 特定健診・特定保健指導の実施率などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価し、順位に応じて保険料率の調整を行うもの。
- ・ 平成29年度より試行実施、平成30年度から本格実施し、その結果を平成32年度の保険料率に反映。

【支部ごとのインセンティブの効かせ方】

- ・ インセンティブ分保険料率として、新たに全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、0.01%を盛り込む。
- ・ 制度導入に伴う激変緩和措置として、3年間で段階的に導入する。

平成30年度（平成32年度保険料率）：0.004%
平成31年度（平成33年度保険料率）：0.007%
平成32年度（平成34年度保険料率）：0.01%

【制度のイメージ】



インセンティブ制度について（概要等）

【評価指標等】

評価指標	評価割合等
1.特定健診等の受診率	<ul style="list-style-type: none">・特定健診等の受診率【60%】・特定健診等の受診率の対前年度上昇幅【20%】・特定健診等の受診件数の対前年度上昇率【20%】
2.特定保健指導の実施率	<ul style="list-style-type: none">・特定保健指導の実施率【60%】・特定保健指導の実施率の対前年度上昇幅【20%】・特定保健指導の実施率の対前年度上昇率【20%】
3.特定保健指導対象者の減少率	前年度特定保健指導対象者であって今年度健診を受けた者の減少率で評価【100%】
4.医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率（重症化予防）	<ul style="list-style-type: none">・医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率【50%】・医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の対前・年度上昇幅【50%】
5.後発医薬品の使用割合	<ul style="list-style-type: none">・後発医薬品の使用割合【50%】・後発医薬品の使用割合の対前年度上昇幅【50%】

【評価方法等】

- ・使用するデータは毎年度4月～3月の実績値。
- ・評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点としランキング付けを行う。